

募集代理店の手数料体系について

2024年5月 ジブラルタ生命保険株式会社

目次



- 1.募集代理店手数料の考え方
 - (1) 理想の代理店および募集人像
 - (2) 理想の代理店および募集人像と販売手数料体系との関係
- 2.募集代理店手数料の全体像
- 3.項目解説
 - (1) 代理店基本資格に基づく手数料の項目と項目解説
 - (2) 品質資格に基づく手数料の項目と項目解説
- 4.実効性を高める取組

1.募集代理店手数料の考え方



(1) 理想の代理店および募集人像

- 弊社は「人間愛・家族愛という不朽の原理に基づく相互扶助制度である生命保険を社会に広く普及し続けることで、お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になる」ことをビジョン(将来像)としております。
- 弊社が保険募集等を委託している代理店については、弊社のビジョンに共感しており、一人ひとりのお客さまに生命保険の真価を正しく伝え、真に役立つ生命保険を提供し、保険金をお支払いするまで誠実に生命保険サービスを提供し続けることで、お客さまとそのご家族に経済的な保障と心の平和をお届けできる代理店および募集人が理想像と考えております。
- 具体的には、以下のようなことを求めています。

イ:お客さまのご意向を丁寧にヒアリングし、適切な時間をかけてニードベースセールスを実践できること

ロ:既契約のお客さまに対する適切な契約管理、アフターフォローができること

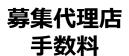
八:顧客本位の業務運営を実現するための態勢を整備していること

※イ・ロは募集人のみ

1.募集代理店手数料の考え方



- (2) 理想の代理店および募集人像と販売手数料体系との関係
 - 弊社では、理想像の実現にむけ、以下のとおり募集代理店手数料を規定しております。 弊社から募集代理店へ支払する手数料は以下に定める手数料以外はなく、弊社商品の販売件数等に偏った上乗せ報酬等の支払いはありません。





代理店基本資格に基づく手数料+品質資格に基づく手数料

契約の継続性および販売量に応じた「代理店基本資格」、および代理店の業務やサービスの品質により決定される「品質資格」の各々の資格に応じて、商品・契約内容ごとに合理的な水準を設定

■ 代理店の体制整備にかかる取組み状況を踏まえ、2024年5月に「品質手数料基準」を改定しました。

2.募集代理店手数料の全体像



(1)全体像

弊社は、お客さまに保険金・給付金等をお支払いするまで、お客さまに優良なサービスを提供する募集代理店と長期にわたりパートナーシップを築くことを 代理店ビジネスの軸としております。弊社が販売を委託している代理店に支払う販売手数料は、お客さまにご満足いただけるアフターフォローが可能となるように、販売実績だけではなく契約の継続性や代理店の業務態勢を重視した体系としています。

募集 代理店 手数料

募集代理店手 数料は、以下の 支払方式で支 払いします。

・10年 L 字型 ※一時払商品 は、初年度のみ 支払い

代理店基本資格に基づく手数料+品質資格に基づく手数料

代理店基本資格に基づく手数料 ※支払額=新契約保険料×手数料率

手数料率は、下記①および②により決定

- ①代理店基本資格(3ランク/毎年5月査定)
 - ・主に査定期間における当社商品販売量、保有契約量、稼働月数・継続率により決定
- ②商品、契約内容
 - ・保険種類、契約年齢、保険金額、保険料払込期間等により決定

【参考】短期消滅時の戻入

ご契約が短期間で消滅した場合は、手数料の戻入を行います。



品質資格に基づく手数料(品質手数料)

※支払額=初年度手数料(一時払契約を除く)に0.05を乗じて得た額

品質資格が上位ランクの場合、品質手数料を支払う

- ①品質資格(2ランク/毎年5月査定)
- ・査定期間における継続率、代理店体制整備評価結果、代理店処分回数により決定

3.項目解説



(1) 代理店基本資格に基づく手数料の項目と項目解説

商品特性や弊社の健全性確保および募集代理店における公正な販売活動を考慮したうえで合理的な水準を設定しております。本手数料は前頁の通り、代理店基本資格と商品・契約内容に基づき支払いを行っております。

①代理店資格

募集代理店による査定期間中の弊社商品販売量や継続率等を評価し、代理店基本資格を決定します(毎年5月)。 代理店基本資格はA、B、Cの3種類であり、B資格代理店の手数料率はA資格代理店の8割、C資格代理店の手数料率は同4割です。

■代理店基本資格と査定基準

代理店 基本資格 (*1)	成績基準		継続率基準 (*2)
А	 ①、②のいずれか 一方を達成 	①新契約年換算保険料(過去12ヶ月)300万円	継続率85%
		②新契約年換算保険料(過去12ヶ月)150万円かつ稼働月数6ヶ月(過去12ヶ月中)	
В	新契約年換算保険料(過去12ヶ月)50万円		継続率75%
С	①、②いずれか 一方を達成 (*3)	①保有契約がありかつ新契約件数(過去12ヶ月)1件以上	なし
		②保有契約5件以上	

- (*1) 会計事務所代理店の代理店基本資格は、Aのみとしています。
- (*2) 継続率は査定月前月から過去2年間の実績を対象に査定します。
- (*3) C資格代理店は、顧客に対する適切なアフターフォローを実施するための体制整備にかかる基準を別途設定しています。

②手数料率

商品毎に、初年度手数料および継続手数料(2~10年目)の手数料率を定め、収入保険料に乗じて基本手数料額を算定します。(一時払商品には継続手数料はありません)

3.項目解説



(2) 品質資格に基づく手数料の項目と項目解説

品質手数料は、代理店の業務やサービスの品質を評価し、その水準が一定基準を満たす場合に代理店に支払います。下記の項目すべての基準を満たす場合のみ品質手数料の支払い対象となります。

※代理店基本資格がCの代理店は、品質手数料の支払対象外としています。

項目	考え方	判定方法•基準
継続率	代理店における役務やサービスの品質向 上へ向けた取組を評価する指標として、丁 寧な募集活動とアフターフォローの成果が 表れる「継続率」を基準としております。	・継続率が90%以上であること。 ※継続率は査定月前月から過去4年間の実績を対象に算出します。
代理店体制整備 評価結果	代理店の業務品質向上に向けた体制整備を評価する指標として、「代理店体制整備評価結果」についても手数料支払における基準としております。	・以下、1または2のいずれかを達成していること。 1.査定月の前年12月末までに以下の①②両方を達成していること。 ①生命保険協会の定める「募集代理店共通自己点検表」に基づく 点検を実施し、その結果を「生命保険代理店自己点検ウェブシステム」 を通じて弊社に報告すること。 ②上記①の点検での不備がないこと、または確認された不備が全て改善されていること。 2.生命保険協会の代理店業務品質評価における認定代理店であること
代理店処分回数	適正な保険募集を評価する指標として、 コンプライアンスを遵守した活動が行われて いるかを判定する「代理店処分回数」につ いても手数料支払における基準としており ます。	・弊社が定める「代理店処分規程」に基づく処分が、代理店の在籍募集人に応じた所定回数以下であること。 ※処分回数は査定月前月から過去1年間の実績を対象に算出します。

4.実効性を高める取組み



弊社は、今般の手数料体系の改定の実効性を高めるため、次の取組みを実施いたします。

取組内容	詳細	
年1回の代理店点検の実施	原則、年1回、弊社営業担当者による代理店点検を実施し、代理店の態勢整備の状況およ び顧客本位の業務運営に関する取組みの状況を確認します。	
評価基準の検証	代理店の業務品質を評価するための各基準の妥当性について毎年検証を行い、 状況を踏まえ必要に応じて見直しを行います。	
社員の教育	社員一人ひとりが手数料体系見直しの主旨を理解し、委託先代理店にお客さまへの丁寧なコンサルティングやアフターフォローの取組みを促すことの説明ができるよう、社員研修を実施します。	